

令和5年度 スポーツ安全保険に加入しましょう!

令和5年度スポーツ安全保険の加入受付が3月から始まります!子ども会や運動クラブなど団体活動を行う4名以上の方々に加入ができます。万一のケガや賠償責任に備え加入しましょう。

ケガ以外にも、心臓マヒや脳卒中などの突然死に対しては突然死葬祭費用保険が支払われます。掛金・補償内容は、次のとおりです。

※団体活動を行う**4名以上**の方々でご加入ください。(加入区分は加入者ごとにお選びいただけます。)

【加入区分・掛金・補償額】 [下表 AW・CW・BW 区分の補償額は上段は団体活動中、下段は個人活動中]

加入対象	加入区分	年間掛金	補償対象	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
				死亡	後遺障害(最高)	入院(日額)	通院(日額)		
子ども	AI	800円	スポーツ活動・文化活動・ボランティア活動・地域活動	引き上げました 3,000万円	引き上げました 4,500万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合計1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	180万円
	AW	1,450円	上記団体活動に加え、個人活動も対象	引き上げました 3,100万円	引き上げました 4,650万円	5,000円	2,000円	対人・対物賠償 合計1事故5億500万円 ただし、対人賠償は 1人1億500万円	180万円
大人	C	1,850円	スポーツ活動(指導・審判を含む)	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合計1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	180万円
				100万円	150万円	1,000円	500円	対人・対物賠償 合計1事故500万円	対象外
	CW	4,850円	上記団体活動に加え、個人活動も対象	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	対人・対物賠償 合計1事故5億500万円 ただし、対人賠償は 1人1億500万円	180万円
				100万円	150万円	1,000円	500円	対人・対物賠償 合計1事故500万円	対象外
	B	1,200円	スポーツ活動(指導・審判を含む)	600万円	900万円	1,800円	1,000円	対人・対物賠償 合計1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	180万円
				700万円	1,050万円	2,800円	1,500円	対人・対物賠償 合計1事故5億500万円 ただし、対人賠償は 1人1億500万円	180万円
BW	5,000円	上記団体活動に加え、個人活動も対象	100万円	150万円	1,000円	500円	対人・対物賠償 合計1事故500万円	対象外	
			2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合計1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	180万円	
A2	800円	文化活動・ボランティア活動・地域活動・準備・片付け・応援・団体の送迎	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合計1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	180万円	
全年齢	D	11,000円	危険度の高いスポーツ活動(指導・審判を含む)	500万円	750万円	1,800円	1,000円	対人・対物賠償 合計1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	180万円

【対象となる事故の範囲】

- ・加入手続きを行った「団体の管理下における活動中」の事故と「その往復中」の事故(学校の管理下を除く)
- ・「AW、CW、BW」においては「団体の管理下における活動中とその往復中」とそれ以外の「個人練習、個人活動中」の事故(学校の管理下を除く)
- ・「AW、CW、BW」における「個人練習、個人活動中」の事故の場合には、熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒及び突然死は対象となりません

【保険期間】

- ・3月中に申し込みの場合⇒2023年4月1日～2024年3月31日まで
- ・4月1日以降に申し込みの場合
⇒加入手続完了日の翌日～2024年3月31日まで

※詳しくは「スポーツ安全保険のあらまし」をご確認ください。

【申込み方法】

右記QRコードよりアクセスしてください



【お問い合わせ先】

スポーツ安全協会熊本県支部
TEL096-213-9015(受付時間 平日8:30~17:00)
※令和5年4月1日より下記番号へ変更になります
【公財】スポーツ安全協会
【固定電話(一部IP電話を除く)】0570-087109
【携帯電話等】03-5510-0033
(受付時間 平日9:30~17:00)

新成人のみなさんへ ～消費生活相談窓口のご案内～

近年、若年層を狙った悪質商法に関する消費者トラブルが全国で発生しています。成人になると、自分の意志で様々な契約ができるようになる一方で、未成年者と比べて契約の取り消しが難しくなるなど、消費者トラブルに遭ってしまった時の被害回復が難しくなる傾向があります。特に新成人の皆さんは、契約を結ぶという経験の少なさから、トラブルや悪質な業者の被害に遭いやすいとされています。もし消費者被害に遭ってしまったら、一人で悩まず消費生活相談窓口にご相談ください。



○相談窓口

消費者ホットライン：☎188

南関町消費生活窓口(南関町役場総務課)：☎57-8500

シリーズ
=消費生活Q&A=

※賃貸住宅(探す時・契約する時)

Q(トッパ丸)

友達が、4月から社会人になって一人住まいを始めるんだけど、部屋を借りるとき、どんなことに気を付けたらいいか教えて!

A(安しんぞえもん)

そうでござるなー、今はスマホなどで簡単に部屋を探せるが、状況に応じたポイントがあるでござる!トラブルが生じないよう部屋・建物・設備の状況・周辺環境等、必ず自分の目で確認して決めたほうがいいでござる!

Q(トッパ丸)

物件があるところに行って、確認した方がいいんだね。他に気を付けることはあるかな?

A(安しんぞえもん)

気に入った物件に、不動産会社が入っている場合、契約する前に必ず重要事項説明書で、契約条件等を説明することになっているでござる。わからない事は遠慮せず質問して、十分に理解・納得してから契約することが大事でござる!また、入居前に気になるキズや汚れがあれば、自分がつけたものではないことを証明するため、日付を入れた写真を撮って残しておくといいでござる。



問 総務課 総務係 ☎57-8500